

令和2年4月24日	
担当課	尼崎市人事課
所属長	松長 寿枝
電話	06-6489-6177

盗撮事件を起こした職員の処分について

1 被処分者及び処分内容

総務局書記 停職3月

(地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号)

2 処分年月日

令和2年4月24日(金)

3 処分の概要

被処分者は、令和元年10月17日午前9時25分ごろ、女性職員を盗撮する目的で、職場の女子トイレに侵入し、動画撮影状態にしたスマートフォンを個室扉下部にある隙間から個室に差し入れ盗撮行為をした。

このことにより令和2年4月3日に起訴され、令和2年4月9日付けで罰金30万円の略式命令を受けている。

こうした行為は、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるものと判断し、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、懲戒処分として停職3月とした。

以上